

社会福祉法人 牧 人 会 定款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、法人の設立理念に基づき多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、心身ともに健やかに育成されるとともに個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 障害児通所支援事業の経営
- (ハ) 障害児相談支援事業の経営
- (ニ) 特定相談支援事業の経営
- (ホ) 一般相談支援事業の経営
- (ヘ) 小規模保育事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人牧人会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域社会の福祉的需要に対応し支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 1 5 8 番地 1 に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を山形県上山市金谷字金ヶ瀬 1 1 1 1 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、評議員1人あたりの各年度の総額が80,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 基本財産の処分
- (8) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (9) 合併の承認
- (10) 解散の決議
- (11) 残余財産の処分
- (12) 理事等の責任の免除
- (13) 社会福祉充実計画の承認
- (14) 公益事業に関する重要な事項
- (15) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会には議長を置く。

- 2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の時は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 158 番地 1 所在の土地 (5,601.08 m²)
- (2) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 156 番地 1 所在の土地 (3,563.79 m²)
- (3) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 158 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、障害児入所施設
白河めぐみ学園園舎 1 棟 (731.00 m²)
- (4) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 156 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、障害児入所施設白
河こひつじ学園園舎 1 棟 (659.75 m²)
- (5) 福島県安達郡大玉村大山字堂ヶ久保 29 番地 2 所在の土地 (4,823 m²)
- (6) 福島県安達郡大玉村大山字堂ヶ久保 29 番地 10 所在の土地 (173 m²)
- (7) 福島県安達郡大玉村大山字堂ヶ久保 29 番地 11 所在の土地 (60 m²)
- (8) 福島県安達郡大玉村大山字狐森 29 番地 1 所在の土地 (9,724.87 m²)
- (9) 福島県安達郡大玉村大山字狐森 29 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根平家建、障害者支援施設あだたら
育成園園舎 1 棟 (192.84 m²)
- (10) 福島県安達郡大玉村大山字狐森 29 番地 1 所在の鉄骨造スレート葺平家建、障害者支援施設あだたら育成園作業
所 1 棟 (168.12 m²)
- (11) 福島県安達郡大玉村大山字狐森 29 番地 1 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建、障害者支援施設あだたら育成園職員
宿舎 1 棟 (1 階 81.00 m², 2 階 81.00 m²)
- (12) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 158 番地 1 所在の鉄骨造スレート葺平家建、障害児入所施設白河め
ぐみ学園体育訓練棟 (163.96 m²)
- (13) 福島県須賀川市吉美根字金子田 14 番地 2 所在の土地 (3,207.34 m²)
- (14) 福島県須賀川市吉美根字金子田 15 番地 5 所在の土地 (384 m²)
- (15) 福島県須賀川市吉美根字金子田 15 番地 6 所在の土地 (117.42 m²)
- (16) 福島県須賀川市吉美根字金子田 15 番地 7 所在の土地 (148.48 m²)
- (17) 福島県須賀川市吉美根字金子田 16 番地 2 所在の土地 (573 m²)
- (18) 福島県須賀川市吉美根字金子田 14 番地 2 及び 15 番地 6 及び 15 番地 7 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家
建、障害福祉サービス事業須賀川共労育成園園舎 1 棟 (483.72 m²)
- (19) 福島県須賀川市吉美根根字金子田 14 番地 2 所在の鉄骨造スレート葺平家建、障害福祉サービス事業須賀川共労育
成園作業訓練棟 1 棟 (165 m²)
- (20) 山形県寒河江市大字柴橋字平野 2950 番地 158 所在の鉄筋コンクリート造カラー鉄板葺 2 階建、障害福祉サービ
ス事業寒河江共労育成園園舎 1 棟 (1 階 379.15 m², 2 階 113.17 m²)
- (21) 山形県寒河江市大字柴橋字平野 2950 番地 158 所在の鉄骨造カラー鉄板葺平家建、障害福祉サービス事業寒河江共
労育成園車庫 1 棟 (56.70 m²)

- (22) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 156 番 地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建、障害児入所施設
白河めぐみ学園寄宿舎 1 棟 (1 階 51.15 m², 2 階 38.83 m²)
- (23) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 156 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建、障害児入所施設
白河こひつじ学園寄宿舎 1 棟 (1 階 50.06 m², 2 階 46.73 m²)
- (24) 福島県安達郡大玉村大山字堂ヶ久保 29 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、障害福祉サー
ビス事業あだち共学育成園園舎 1 棟 (498.90 m²)
- (25) 福島県安達郡大玉村大山字堂ヶ久保 29 番地 2 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、障害福祉サー
ビス事業あだち共学育成園車庫 1 棟 (80.00 m²)
- (26) 山形県寒河江市大字柴橋字平野 2950 番地 158 所在の鉄骨造カラー鉄板葺平家建、障害福祉サー
ビス事業寒河江共学育成園作業所 1 棟 (139.32 m²)
- (27) 福島県安達郡大玉村大山字狐森 29 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、障害者支
援施設あだち育成園体育訓練棟 1 棟 (224.88 m²)
- (28) 福島県安達郡大玉村大山字堂ヶ久保 29 番地 2 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、障害福祉サー
ビス事業あだち共学育成園作業訓練棟 1 棟 (96.97 m²)
- (29) 山形県上市市金谷字金ヶ瀬 1102 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、障害児通所支
援事業通園施設山形ひかり学園園舎 1 棟 (1 階 253.62 m² 2 階 235.00 m²)
- (30) 山形県上市市金谷字金ヶ瀬 1118 番地 1, 1102 番地 4 及び 1118 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板
葺 2 階建、障害者支援施設山形育成園園舎 1 棟 (1 階 1,212.34 m², 2 階 483.68 m²)
- (31) 山形県上市市金谷字金ヶ瀬 1118 番地 1, 1102 番地 4 及び 1118 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、障
害者支援施設山形育成園機械室 1 棟 (8.99 m²)
- (32) 山形県上市市金谷字金ヶ瀬 1118 番地 1, 1102 番地 4 及び 1118 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板
葺平家建、障害者支援施設山形育成園発電室 1 棟 (17.92 m²)
- (33) 山形県上市市金谷字金ヶ瀬 1118 番地 1, 1102 番地 4 及び 1118 番地 1 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、
障害者支援施設山形育成園車庫 1 棟 (79.39 m²)
- (34) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 158 番地 1 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、障害児入
所施設白河めぐみ学園倉庫 1 棟 (1 階 87.07 m², 2 階 79.90 m²)
- (35) 山形県寒河江市大字柴橋字平野 2950 番地 158 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、障害福祉サー
ビス事業寒河江共学育成園倉庫 1 棟 (1 階 41.40 m², 2 階 41.40 m²)
- (36) 福島県東白川郡塙町大字西河内字野土平 7 番地所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺平家建、障害者支援施設はなわ育
成園園舎 1 棟 (862.83 m²)
- (37) 福島県安達郡大玉村大山字堂ヶ久保 29 番地 2 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、障害福祉サー
ビス事業あだち共学育成園作業棟 1 棟 (79.49 m²)
- (38) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 158 番地 1 所在の鉄骨造アルミニウム板葺 2 階建、地域交流ホーム
「まきびとの家」 1 棟 (1 階 262.09 m², 2 階 138.17 m²)
- (39) 福島県東白川郡塙町大字西河内字野土平 7 番地所在の木造スルト葺 2 階建、障害者支援施設はなわ育
成園自立生活訓練棟 1 棟 (1 階 83.75 m², 2 階 80.00 m²)

- (40) 山形県上市市金谷字金ヶ瀬 1118 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建、障害者支援施設山形育成園感覚統合発達支援室・自活訓練支援室 (1 階 55.50 m²、2 階 58.50 m²)
- (41) 山形県上市市金谷字金ヶ瀬 1118 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、障害者支援施設山形育成園作業相談室 1 棟 (72.31 m²)
- (42) 福島県安達郡大玉村大山字狐森 29 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、障害者支援施設あだたら育成園園舎 1 棟 (966.06 m²)
- (43) 福島県安達郡大玉村大山字狐森 29 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、障害者支援施設あだたら育成園日常活動支援棟 1 棟 (120.96 m²)
- (44) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 158 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、児童福祉施設白河まきびとセンター園舎 1 棟 (352.54 m²)
- (45) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上野原 294 番地 1 所在の土地 (7,003 m²)
- (46) 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 404 番地 1 所在の土地 (758.60 m²)
- (47) 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 404 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建、介護保健施設 1 棟 (198.74 m²)
- (48) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 627 番地 1 所在の土地 (1,989 m²)
- (49) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 24 番 1 所在の土地 (410 m²)
- (50) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 43 番 2 所在の土地 (211.49 m²)
- (51) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 53 番の土地 (1,377 m²)
- (52) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 55 番 1 の土地 (406.02 m²)
- (53) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 90 番 2 の土地 (1,780.53 m²)
- (54) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 90 番地 2、55 番地 1、43 番地 2 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建、児童福祉施設児童発達支援センターはなわ園舎 1 棟 (643.89 m²)
- (55) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 90 番地 2、55 番地 1、43 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、児童福祉施設児童発達支援センターはなわ保育室 1 棟 (98.95 m²)
- (56) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 90 番地 2、55 番地 1、43 番地 2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建、児童福祉施設児童発達支援センターはなわ物置 1 棟 (9.93 m²)
- (57) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 90 番地 2、55 番地 1、43 番地 2 所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、児童福祉施設児童発達支援センターはなわ物置 1 棟 (3.35 m²)
- (58) 福島県東白川郡塙町大字塙字大町 4 丁目 90 番地 2、55 番地 1、43 番地 2 所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、児童福祉施設児童発達支援センターはなわ物置 1 棟 (1.65 m²)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 3 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議

員会の承認を得て、福島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(随機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第40条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 市町村の地域生活支援事業
- (2) 基幹相談支援センターの経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

（定款の変更）

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

（公告の方法）

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人牧人会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 この定款は、昭和46年10月21日より施行する。

昭和50年5月25日より改正施行し、昭和50年4月1日より適用する。

昭和51年7月13日より改正施行する。

昭和51年12月19日より改正施行する。

昭和52年7月18日より改正施行する。

昭和53年2月7日より改正施行する。

昭和53年10月28日より改正施行する。

昭和54年10月5日より改正施行する。

昭和55年5月24日より改正施行する。

昭和56年10月2日より改正施行する。

昭和57年3月16日より改正施行する。

昭和57年6月21日より改正施行する。

昭和58年5月25日より改正施行する。

昭和59年3月14日より改正施行する。

昭和59年5月29日より改正施行する。

昭和 59 年 11 月 9 日より改正施行する。

昭和 60 年 3 月 13 日より改正施行する。

昭和 60 年 9 月 13 日より改正施行する。

昭和 61 年 7 月 25 日より改正施行する。

昭和 61 年 12 月 25 日より改正施行する。

昭和 62 年 12 月 25 日より改正施行する。

昭和 63 年 5 月 23 日より改正施行する。

平成 1 年 11 月 8 日より改正施行する。

平成 2 年 5 月 30 日より改正施行する。

平成 3 年 12 月 25 日より改正施行する。

平成 4 年 5 月 28 日より改正施行する。

平成 4 年 9 月 29 日より改正施行する。

平成 6 年 3 月 23 日より改正施行する。

平成 7 年 3 月 23 日より改正施行する。

平成 8 年 3 月 28 日より改正施行する。

平成 8 年 5 月 29 日より改正施行する。

附 則

この定款の変更は厚生大臣の認可のあった日（平成 11 年 10 月 27 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は厚生労働大臣の認可のあった日（平成 14 年 4 月 24 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は平成 13 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この定款の変更は厚生労働大臣の認可のあった日（平成 15 年 6 月 17 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は厚生労働大臣の認可のあった日（平成 16 年 5 月 19 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成 18 年 1 月 31 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成 18 年 12 月 21 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成 18 年 12 月 22 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成 19 年 3 月 27 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成 19 年 7 月 25 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成19年7月25日）から施行する。

附 則

この定款の変更は平成19年9月27日から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成21年6月8日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成21年6月8日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成23年3月31日）から施行する。

附 則

この定款の変更は平成23年10月27日から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成25年1月18日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成25年10月10日）から施行する。

附 則

この定款の変更は平成25年9月27日から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成26年6月20日）から施行する。

附 則

この定款の変更は東北厚生局長の認可のあった日（平成28年2月1日）から施行する。

附 則

この定款の変更は平成27年10月2日から施行する。

附 則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日（平成28年6月24日）から施行する。

附 則

この定款の変更は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は平成30年12月26日から施行する。

附 則

この定款の変更は令和元年12月26日から施行する。

附 則

この定款の変更は令和5年6月24日から施行する。